

議案第78号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和5年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第28号を次のように改める。

(28) 削除

第31条の2を次のように改める。

第31条の2 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本県警察職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。